

丹波篠山市立城東小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月3日改訂

丹波篠山市立城東小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

『いじめは、「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（平成25年6月 いじめ防止対策推進法より）』とある。

上記の考えをもとに、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるという認識のもと、人権侵害であり絶対に許されない」という基本認識にたち、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめを防止するための基本方針として、以下に5点挙げる。

- (1) いじめは許さない、見過ごさない校内体制をつくる。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有能感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、児童をきめ細かく見守る体制を整備する。
- (4) いじめの早期解決のために児童の安全を守るとともに、学校内だけでなく関係機関と連携して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して指導に当たる。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、養護教諭、該当児童担任、スクールカウンセラーとする。必要に応じてスクールソーシャルワーカーや学校運営協議会委員、関係機関（警察、家庭児童相談員）と連携し組織する。対応には、全教職員が役割分担して行う。

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 「丹波篠山市立城東小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

オ 重大事態（７の項、参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割。

3 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る。」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に学校全体で取り組む。児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を持たせ、自己有用感を育み、自尊感情を高まるように努める。〔発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導〕

また、インターネットを通じて起こるいじめの防止や効果的に対処する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
個性や可能性を伸長する授業の充実	○児童の能力、適正や興味・関心に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。	・キャリア教育 「キャリアパスポート」 ・委員会活動の充実
人間関係の基盤となる力の育成	○人の痛みや感情も共感的に受容するための想像力や感受性、社会性の育成を図る。また、豊かな情操やコミュニケーション能力を培う。	・学習発表会（１１月） ・運動会（５月）・読み聞かせ ・児童との定期的な懇談（城東っ子面談・６、１１、２月） ・いじめ未然防止プログラムの実践
人権教育の充実	○人の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。	・人権朝会（月１回） ・人権朝会の啓発（ホームページ） ・修学旅行（１０月）
道徳教育の充実	○社会性や規範意識、思いやりのなど豊かな心を育む。 ○道徳の授業や教育活動全体の中で、自分自身の生活や行動を省み、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てる。	・特別の教科 道徳（週１回） ・兵庫版道徳教育副読本を活用した読書活動（朝の会・家庭学習など）
情報モラル教育の推進	○情報社会における正しい判断や望ましい態度を育む。 ○情報社会で安全に生活するための危険回避の方法を理解し、セキュリティへ	・城東っ子宣言 ・情報モラルに関する教材（道徳）（全学年）

	の知識・技術、健康への意識を高める。	
体験活動の推進	○自己、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有能感等を高める。 ○地域住民や保護者等、多くの大人に支えられている体験を通して、児童の自信や意欲、感謝する心などを育成する。	・環境体験活動事業（３年） ・自然学校（５年） ・校外学習 ・栽培活動（全学年）
児童生徒が自ら主体的に行う取組の充実	○児童が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを推進する。	・児童会行事 ・児童朝会 （青空グループでの活動）

4 いじめの早期発見の取組

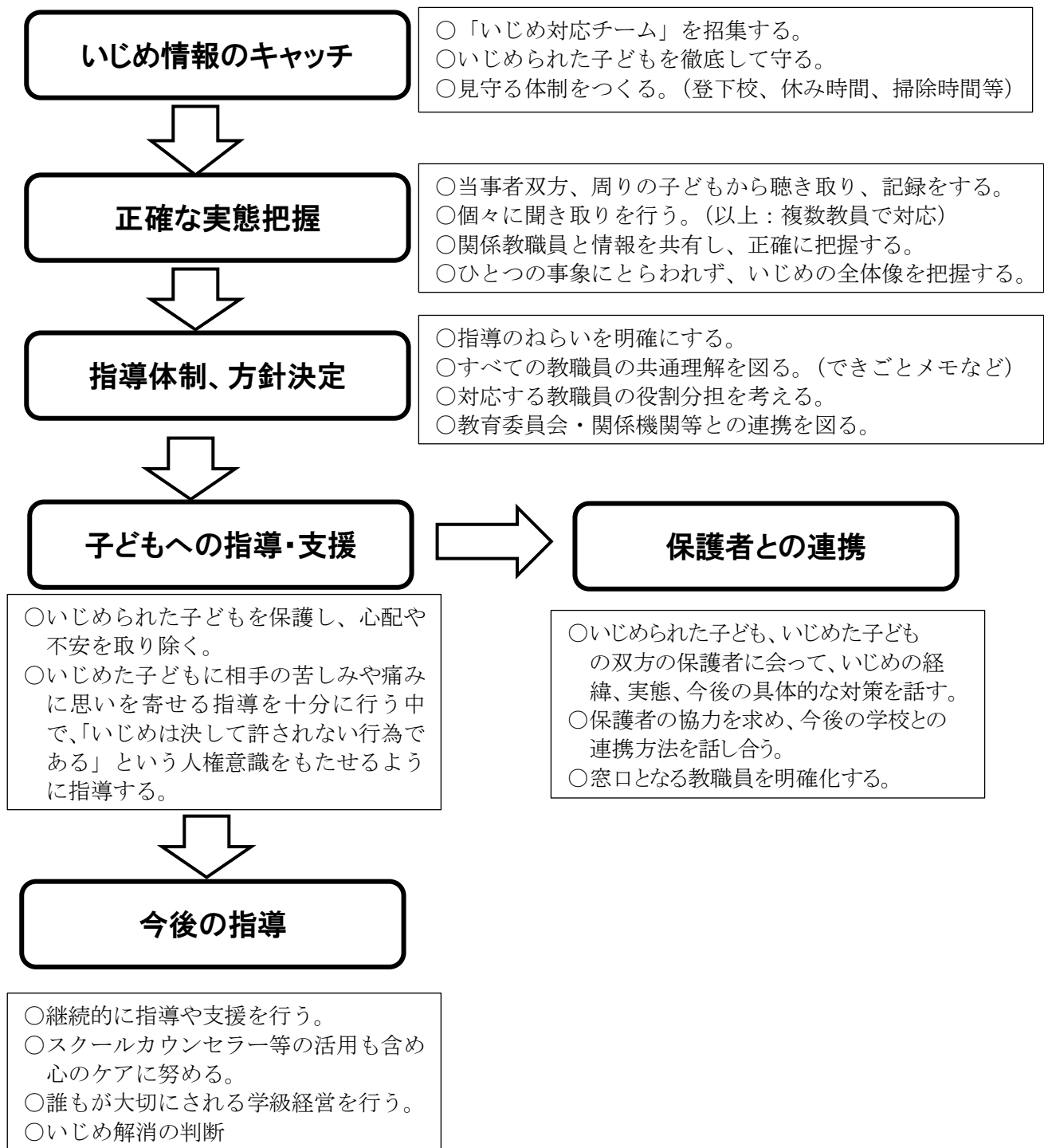
いじめは、早期発見することが早期解消につながるといえる。そのためには、日頃から児童が発する兆候を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、いじめアンケート調査を定期的実施するとともに、個人面談等を通じて、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止め、教職員間の情報収集と情報共有、共通理解に努める。〔課題予防的生徒指導〕
--

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数など）
日々の観察	○生活状況を的確に把握し、いじめの兆候に気づいた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。	日記（作文）等の活用 終会時（下校前）における指導 日常の会話
教育相談 （学校カウンセリング）	○日常の声かけを大切にし、相談しやすい環境をつくり、早期発見、対応、解消に努める。	問題発生時（随時） SCとの連携 家庭訪問 個人懇談（５月・７月・１２月） 城東っ子面談（６・１１・２月）
いじめアンケート調査（児童対象）	・アンケート調査をもとに子どもたちの実態を把握し、早期発見、早期対応に努める。	年間３回（６・１１・２月）
いじめ実態把握調査（保護者対象）	・保護者の認知をもとに実態を把握し、早期発見、早期対応に努める。	年間３回（６・１１・２月）

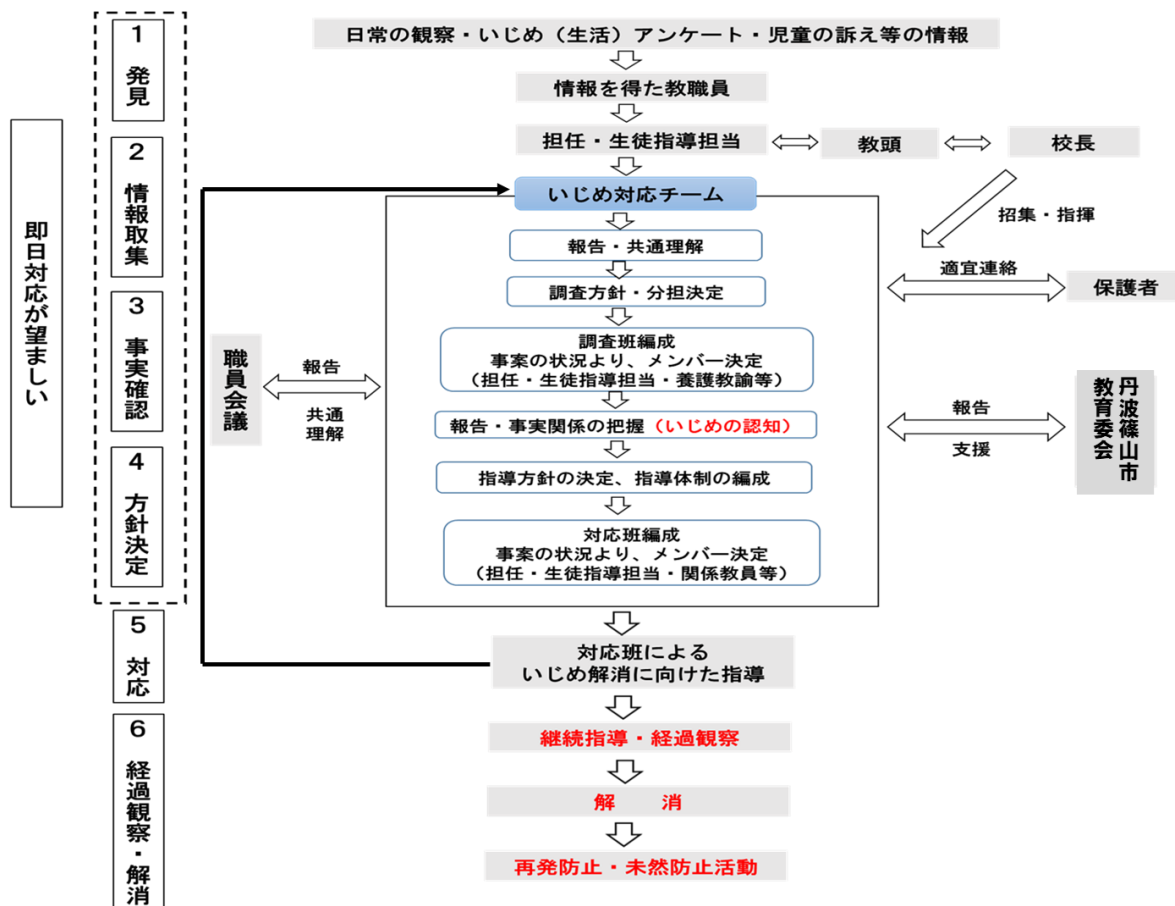
5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に実施する。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。

(1)いじめ対応の基本的な流れ



(1) いじめが起きた場合の組織的な対応



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的にいじめを解消していく姿勢を伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、同意を得るようにする。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的にしっかり受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とし

た対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識できるようにする。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・法や本校いじめ防止基本方針を踏まえ、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言など連携を図り支援をする。

ウ 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者や先生などの大人にいじめを知らせる相談者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解できるようにする。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・いじめに関する過去の事例や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識できるようにする。

6 いじめの解消

ア いじめ解消の条件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消しない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている場合である。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続【少なくとも3ヵ月を目安とする】していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断されることもある。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

イ いじめ解消後の指導

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるように支援する。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

① いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



④ 調査結果を市教育委員会に報告



⑤ 調査結果をふまえた必要な措置の実施

8 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 ・生活指導に関わる共通理解 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・学級ルールづくり ・1年生を迎える会【児童会行事】 ・人権朝会	・いじめ対策についての説明 【PTA 総会・学級懇談会】
5	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会 職員研修	・個人懇談（希望者） ・人権朝会 ・運動会	
6	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・学校便りでの保護者啓発 ・自然学校（5年） ・人権朝会	・いじめアンケート① ・城東っ子面談
7	職員会議 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・学校便りでの保護者啓発 ・【児童会行事】 ・人権朝会・夏休みの生活指導 ・個人懇談（夏休み中）	・個人懇談（夏休み中）
8	職員会議 職員研修 ・生活指導・特別支援 ・人権教育・道教育他		
9	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・人権朝会	
10	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会 職員研修	・人権朝会 ・人権参観日	
11	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・人権朝会 ・学習発表会	・いじめアンケート② ・城東っ子面談
12	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・人権朝会 ・冬休みの生活指導 ・児童会行事（ウインターフェス）	・個人懇談（希望者）
1	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・人権朝会 ・J-1 グランプリ【児童会行事】	
2	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・人権朝会 ・学級懇談会	・いじめアンケート③ ・城東っ子面談
3	職員会議【月2回】 ・児童に関わる共通理解 生活指導委員会	・6年生を送る会【児童会行事】 ・学校便りでの保護者啓発 ・人権朝会 ・春休みの生活指導	

参考資料

- ・いじめ対応マニュアルー全ての児童生徒が生き生きとした学校生活をおくれるようにー
(令和7年3月 兵庫県教育委員会)
- ・丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針（平成30年1月改定 丹波篠山市）